

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2019 APR (Vol.24)

CONTENTS

外部在庫には落とし穴が	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第24回 インド最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4
アジアにおける地域統括会社の活用	8
みらいコンサルティング株式会社	8
GHC 海外インターンシップのご紹介.....	10
一般財団法人海外産業人材育成協会〔AOTS〕 理事 市川 健史氏.....	10
2019年 中国の休日（改定版）.....	12
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	12



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL : 086-234-6539

香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

外部在庫には落とし穴が

太陽 Grant ソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

海外での低い製造コストや消費市場を狙って、製造拠点を海外に持って事業を行っている企業は大変多くなっています。しかし、日本企業は海外に資本投下を当初から多くしてしまうことを嫌い、必要な資金は現地借入か親子ローンで賄おうとするため、製造ラインについてもコアな分野でない部分や金型生産など一部の製造機能を現地企業に外注を行うケースが少なくありません。この場合、通常は自社から外注メーカーには、加工の外注だけを行うため、自社で仕入れた部材を外注先に無償支給して、外注完成品を自社に納品してもらい、外注先には加工賃のみを支払うという流れが一般的かと思います。

また、部品メーカーに多いケースですが、自社製品である部品をアSEMBリーメーカーの倉庫（自社から見ると外部倉庫）に一定量預けておき、アSEMBリーメーカーから在庫量が減少するたびに発注が来るといった仕組みになっている場合があります。この場合は、自社所有の在庫である部品の実際残高を棚卸しようとしても、アSEMBリーメーカーから在庫有高表をもらって間接的に確認するか、直接自社でアSEMBリーメーカーに出向いて棚卸をさせてもらうかしかありません（後者はあまり聞いたことがありません）。

海外子会社における内部管理について、「なかなか海外子会社の十分な管理が出来ていない」とか「海外子会社の経営実態が把握できていない」というお話は日本本社の方からよく伺います。その時、強いてここから管理を徹底させましょうという観点で挙げさせて頂くのが、在庫金額を実態のあるべき金額に合わせることです。特に在庫個数です。海外子会社においても、購買や出入庫管理

といった在庫の動きを正確に把握することは、重要な業務プロセスです。前号の原稿でも、帳簿における期末在庫の数量をきちんと合わせようということ、そのためには期末時点での実地棚卸が極めて重要であること、ひいては実地棚卸が正確にできるように倉庫内の整理を日頃からしておくことや外部倉庫とのコミュニケーションを図っておくことなどは、海外子会社におけるナショナルスタッフは、あまり意識していませんし、私のお客様でも、期末棚卸の社内でのルールをきちんと決めていないばかりか、長らく棚卸を実施していない、実施してもその記録を取っていないといった海外現地法人があったほどです。

自社保有の部品在庫を外注先に無償支給している場合は、特に注意が必要です。この場合、いったん自社で仕入れた部品が外注先にどれだけ支給されたか（出庫されたか）、外注先がきちんと自社の支給した部品を受け入れたか、外注先は何個部品を投入して何個外注製品を完成させたか、歩留まり不良品はどの程度あったか、外注先から何個外注製品を払い出して、自社は何個受け入れをしたか、一つ一つ確認トレースのできる仕組みを構築しないと、この業務フローは最も不正の多い部分になります。たとえば、歩留まりが悪かったと言って投入した部品（支給部品）が完成品にならなかったとした場合、実は支給部品のまま横流しをされているようなことはないでしょうか。また、外注先では外注製品になっていても、そこで払い出した部品数と自社で受け入れた部品数の突合を行っていないければ、その途上で横流しをされる可能性は少なくないと思われます。さらには、自社から支給した個数よりも外注製品の数が多い場合、外注先が勝手に自社の預かり知らないところで部品調達を行っている可能性はないでしょうか。そうしたことを許してしまうと、安い粗悪な部品を使って外注製品を作られてしまう可能性（その方が外注先としてはコストダウンになり利益が増加

する)が排除できなくなってしまう、自社製品について要求している性能やスペックが出せていないリスクがあります。しかし、この場合の外注先は自社と比較して立場的には必ずしも強い訳ではないので、自社の在庫個数管理のために協力して欲しいという要請には比較的応じてくれるのではないのでしょうか。ただし、自社の受発注を行う購買部門と、外注先は結託してしまった場合はどうなるのでしょうか。それは不正のリスクが極めて高いケースですので、第三者を入れて価格や個数管理の妥当性を定期的に検証したりする牽制管理が必要になってくるでしょう。

こうした自社の外部にある在庫管理はなかなか難しいことになりますが、外部が自社にとって得意先であるアセンブリーメーカーである場合は、さらに難しくなります。それは、アセンブリーメーカーと内部管理ということで丁寧な交渉をしなければ、なかなか協力をしてくれとは限りません。この在庫量が自社の決算に重要性が大きい場合は、会計監査の中でも在庫の実在性の確認と言う点で懸念が生じることとなります。

最後に、外部倉庫に預けている自社在庫ですが、この外部倉庫業者も日本であれば倉庫管理のプロとしてきちんと棚卸を実施し、実地残高表は提供されるので、実在性について問題になることは少ないですが、海外の場合は、外部倉庫によっては管理状況の悪い倉庫も少なくなく、個数管理だけ

でなく、食品などの場合では賞味期限といった品質管理も注意しなくてはなりません。

このように、海外子会社の内部管理を見直す中で、在庫数量をきちんと把握することは日本と異なり海外の場合は意外に難しいもので、特に自社倉庫でなく外部の預け在庫になっているものについては、在庫の受払授受からきちんとトレースできる仕組みを構築しないと正確な個数把握が難しいだけでなく、不正の余地を与えてしまうことにもなるのです。

太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thornton は、世界 130 カ国以上・700 以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。

太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton・アドバイザーズ株式会社) が、Grant Thornton の日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパンデスク】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Web サイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース

第24回

インド最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインドの2019年度予算案が発表されましたので、こちらについて解説します。

【インド2019年度予算案について】

2019年2月1日、ナレンドラ・モディ政権は暫定予算案を発表しました。2019年5月に下院総選挙が控える中で、農家に対する収入補助や、中低所得者層に対する税負担軽減措置、公的年金制度の導入など、有権者数の多い層に焦点を当てた内容となりました。ゴヤル財務相代理は同予算案を国家が発展するために必要不可欠だとしており、インド経済全体のカスケード効果を期待しています。

農家全体の約72%が同政策の恩恵にあずかるとされ、2025年迄にはその対象は90%に上る見込みです。また、当予算案講演では2014年5月のナレンドラ・モディ政権発足からの実施政策とその成果が強調されたと同時に、Ayushman Bharat, Pradhan Mantri Jan Aushadhi Yojana, Make in India, Jan Dhan Scheme, Start-Up India, MUDRA, the Insolvency and Bankruptcy Code (IBC)等の特徴的な政策も提案されました。

一方で、財政赤字の対GDP比は3.4%と従来目標の3.1%から修正され、当初よりも赤字がやや拡大する見通しです。2020年度は3.0%とする目標が堅持されたものの、一部のアナリストからは税収の見通しが楽観的で、財政面よりも選挙対策に重きが置かれており、ポピュリズムを優先した予算案との声も挙がっているようです。

直接税

(1) 個人所得税

- ・個人所得税の基本税率

個人所得税の基本税率に変更はありません。

- ・個人所得税の所得控除限度額

課税所得からの標準控除額 (Standard Deduction) は4万ルピーから5万ルピーへ増額することが提案されました。(所得税法16条)

- ・個人所得税の還付額

従来、年間総所得が35万ルピー未満の居住者に対する還付額は2,500ルピーでしたが、年間総所得が50万ルピー未満の居住者に対して1万2,500ルピーの還付額が提案されたため、事実上の税金負担の免除と言えます。

なお、年間総所得が50万ルピー以上の居住者に対しては、還付が認められないため、税負担は軽減されません。(所得税法87A条)

- ・住宅売却による長期資産販売差益の再投資による課税免除

従来は、住宅売却から生じる長期資産販売差益を他の住宅資産購入に充てる場合、購入物件1軒に限り、課税所得からの免除が可能でした。

本予算案では長期資産販売差益が2,000万ルピーを超えない限り、2軒目の住宅投資にも適用可能とされました。同規定は生涯で一回のみ有効とされます。(所得税法54条)

- ・自己占有財産に対する課税免除枠の拡大
従来、自己占有財産を複数所有している場合は、1軒のみ自己占有財産として認められ、2軒目以降は名目家賃に対して課税対象とされていました。本予算案により、2軒目まで自己占有財産として課税免除として認められます。(所得税法24条)

(2) 法人税

・法人税の基本税率

法人税率の変更はありません。軽減税率 25% を享受できる要件として、総売上高が 25 億ルピー未満の国内法人に限られるという点も変更はありませんが、会計年度 2018-2019 年度の軽減税率適用の可否は、従来の会計年度 2015-2016 年度ではなく、2016-2017 年の総売上高を基準に判定される旨が発表されました。

・最低代替税の税率

最低代替税の税率に変更はありません。

・住宅開発による収益の益金不参入

2019 年 3 月 31 日以前に所轄官庁に承認された開発計画に限り、益金不算入が認められていましたが、2020 年 3 月 31 日まで承認期日が延期されました。(所得税法 80-1BA 条)

・在庫物件の課税免除期間延長

土地および建物の未売却在庫に対する、名目上賃料の課税免除期間は、所轄官庁より建設完了証明書を手した会計年度末日から 1 年とされていましたが、2 年に延期する旨の提案がなされました。不動産開発業者にとっては追い風となる見込みです。

(3) 個人所得税・法人税共通

・源泉徴収対象となる利息収入額の基準額引き上げ

銀行、郵便局、およびその他機関から得た利息収入に対して、源泉徴収の対象とする基準額を 1 万ルピーから 4 万ルピーに引き上げることが提案されました。(所得税法第 194A 条)

同提案により、源泉徴収に係るコンプライアンス適用となる取引が大幅に減少するため、各機関の負担が軽減されます。また、金利収入に対する源泉税額控除が発生するがゆえに、課税収入は持たないものの、控除額還付のために確定申告を余儀なくされていた、低所得者層の負担も軽減されま

す。源泉徴収対象となる賃貸料の基準額引き上げ賃貸収入に対して源泉徴収対象となる基準額の 1 万 8,000 ルピーから 2 万 4,000 ルピーへの引き上げが提案されています。(所得税法第 194I 条)

間接税

(1) 関税

モディ政権の掲げる“メイク・イン・インド”政策を促進する狙いで、36 品目の資本財の輸入に課される関税を撤廃しました。2018 年度輸出額は前年比 10.18% 増の 2,454 億 USD に上る中で、ゴヤル財務相代理は、輸出は雇用を生み出し、製造を加速させるものだと、輸出志向を強める考えを発表しており、関税局の内部システムの改良も積極的に行われました。

関税局は輸出入取引全般のデジタル化を進める方針で、施策の一例として RFID (Radio Frequency Identification) を用いて輸出時の物流改善を図る旨を公表しました。

(2) 物品・サービス税

政府は、2018 年 4 月から 2019 年 1 月の期間に 9,710 億ルピーを物品サービス税 (Goods & Service Tax : GST) 税制の下で徴収しました。会計年度 2019-20 年は 7,610 億ルピーと想定しており、2 年前に GST 税制が導入された当初の目標税収額に達する見込みです。

一方で、GST 税制の基盤が完全に整備されるのには時間を要する見込みで、2019-20 年も GST 審議会は継続されるため、税率やスキームは引き続き変更されるでしょう。本予算案ではインド経済の大部分を占める中小規模企業に対して、下記の変更が発表されました。

- ・ GST 登録義務が免除される小規模事業者の基準が、会計年度内の売上高が 200 万ルピーから 400 万ルピーに上昇する
- ・ コンポジションスキームが適用となる製造会社・販社の基準が、年間売上高が 1,000 万ルピー

ーから 1,500 万ルピーに上昇する
(同スキーム適用時の GST 税率は一律 1%で、年 1 回の申告のみで良いとされています。)

・小規模サービスプロバイダーに対して、前年会計年度売上高が 500 万ルピー以下だった場合、コンポジションスキームが適用となり、現存の 18% から一律 6% (中央 GST3%+州 GST3%) の GST が課税となる

その他 (社会保障政策等)

・国家年金制度(National Pension System : NPS) における政府負担額の増加

NPS における保険料の財源を拠出するため、政府負担額が従業員の基本給の 14%に増加する提案がされました。一方、従業員負担額は従来通り 10% に据え置く見込みです。

・非組織部門就労者に対する賞与額増加
非組織部門就労者が受給する賞与の下限額を 3,500 ルピーから、7,000 ルピーへ、上限額を 1 万ルピーから 2 万 1,000 ルピーへ上方修正する提案がされました。

・非課税の退職金支給額の増加
非課税となる退職金支給額の上限が 100 万ルピーから 200 万ルピーに増加する提案がされました。

・従業員国家保険法(The Employees ' State Insurance : ESI)適用者の拡大
従来、労働者数 10 人以上の工場あるいは、労働者数 20 人以上のその他施設、事務所に勤務する月間給与が 1 万 5,000 ルピー以下の従業員が同法の対象でしたが、給与要件部分を 2 万 1,000 ルピーに増加する意向が発表されました。

・従業員退職準備基金(The Employees ' Provident Fund : EPF) 及び従業員年金スキーム (The Employees ' Pension Scheme : EPS) における死亡時手当額増加

従業員死亡時の支給手当額を 25 万ルピーから 60 万ルピーに増加する提案がされました。

・小規模農家に対する収入補助

2 ヘクタール未満の土地を所有する零細経営の農家に対して、年間 6,000 ルピーの現金配布を行う案が提案されました。受給対象となる農民は 1 億 2,000 万人に及ぶ概算です。

・特定業種従事者の融資ローン返済における優遇措置

畜産業と漁業従事者が融資ローンの返済日を遵守する場合、従来の金利 2%分の補助金を 5%に増額する旨を発表しました。

・非組織部門就業者に対する公的年金制度の導入
月間所得が 1 万 5,000 ルピー未満の非組織部門労働者に対して、60 歳から 3,000 ルピーの年金支給を行う旨が発表され、対象となる労働者は 1 億人に上る見込みです。

・漁業省の設立
海産物の輸出量を増加するため、漁業省を別途設置することが決定しました。

・中小企業向けローン申請手続の迅速化と金利優遇措置

上限 1,000 万ルピーの中小企業向けのローン申請手続を 1 時間以内に完了する方法が導入され、GST 取得済中小企業のローン申請には金利 2%分の助成金を認める提案がされました。

・北東州のインフラ整備の強化
北東部州のインフラ整備に分配する予算割当額を 21%増加する提案がされました。

・Digital Village の増加
2019 年度から 5 年間で、電子マネー取引を推進して現金取引を廃止する "Digital Village" の数を 10 万まで増やす意向が発表されました。

・2002 年マネーロンダリング防止法の改正
マネーロンダリングとして税務調査が入った場合の押収物、または財産の差し押さえ期間は、90 日から 365 日まで延長することが提案されました。

印紙税徴収管理上の変更

1899 年インド印紙税法が改正され、証券市場商品に課される印紙税の徴収を単一の機関、単一

の場所で行う旨が提案されました。これは、買主の本籍地が属する州の政府への印紙税の適正な分配や、単一の期間や場所で課税する事によって、一元管理を行う事を目的としています。本改正による変更点は以下の通りです。

・電子化された証券の譲渡に対して印紙税を課税する提案がされました。

・「割当リスト」、「社債」、「市場価値」、「有価証券」といった特定の定義付けが新たに提案されました。

・「証券」の定義に、電子形式のもの、あるいは証券取引所/預託機関における取引のためのものも含まれます。

・印紙税は、最初の資本金投入の際に課され、証券取引所/預託機関で売却または譲渡される証券に対しては課されません。

・印紙税の支払いは原則買主の本籍地に基づきます。ただし、買主がインド国外に居住している場合は、取引会員またはその仲介業者の事務所が登録されている州政府、買主の取引会員がいない場合は、関係者の事務所が登録されている州政府が支払いを行うものとされました。

・印紙税の納付義務者は以下の通り定められています。

証券取引所を通じて、証券を売却した場合

証券の買主

証券取引所以外を通じて、証券を売却した場合

証券の売主

預託機関を通して、証券を譲渡した場合

証券の譲渡者

証券取引所又は預託機関以外を通して、証券を譲渡した場合

証券の譲渡者

証券取引所や預託機関などを通して、証券を発行した場合

証券の発行者

・印紙税のレートが以下の通り提案されました。
債券に対する印紙税

・発行 0.005%

・譲渡と再発行 0.0001%

債券以外の証券に対する印紙税

・発行 0.005%

・引き渡し基準による譲渡 0.015%

・引き渡し基準によらない譲渡 0.003%

デリバティブ-

・先物（普通株と商品） 0.002%

・オプション（普通株と商品） 0.003%

・為替と金利 0.0001%

・その他 0.002%

政府証券 0%

社債の買戻し特約 0.00001%

印紙税は金融商品毎の課税となり、証券取引所、決済会社または預託機関を通じて単一の場所で徴収されます。徴収された印紙税は、購入者の居住地に基づき、州政府間の円滑な分配が期待されます。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@kuno-cpa.co.jp

アジアにおける地域統括会社の活用

みらいコンサルティング株式会社

前回は引続き、地域統括会社の活用方法とポイントをご説明していきます。

目的2：海外子会社の管理不安に対応するために設立

Point

本社と地域統括会社との間で“共通認識”を持つことが重要

■ 海外リスクの増大

企業の海外展開が加速化している中、各社が海外で直面するリスクも増大しています。

日本本社での把握が難しい程にリスクが拡大し、本社の管理費用も増加してしまいます。「まだ現地に任せきれない」「コミュニケーションに不安がある」といったことから、本社から2～3年ごとに管理監督者を現地赴任させることが、特にアジア地域では多いのが現実ではないでしょうか。

そこで海外子会社の管理対策として地域統括会社を設立し、ガバナンスの強化を図るケースがあります。この場合の地域統括会社は、主に海外子会社のリスク管理を行うことが役割となります。具体的には、経理や資金繰り、労務管理が主な機能となります。

< 本社と統括会社との間の主な期待ギャップ >

期待		現実
本社側	統括会社が海外子会社をしっかりと管理してくれる。	海外子会社の実態をあまり把握していない。問い合わせても回答がない。
	タイムリーに現状報告をしてくれる。	決算報告が遅れる。資金状況に係る連絡が遅い。
統括会社側	意思決定について、統括会社に委譲してもらえるとと思っていた。	本社決裁が必要なものが多い。
	本社から人員と予算についてサポートが得られると思っていた。	十分な人員、資金がない。

■ 本社と地域統括会社との間の“期待ギャップ”

上述のように、海外子会社のリスク管理目的で地域統括会社を設立した場合においても、それが上手く機能していないという相談を多く受けます。理由は、そこに生じている“期待ギャップ”に起因するものと考えられます。

地域統括会社に対する日本本社からの“期待”と、実際に当該地域統括会社が果たしている“現実”とのギャップです。

■ 本社・地域統括会社間の共通認識を

このようなギャップを埋めるためには、本社と地域統括会社との間で、当該地域統括会社の位置づけや機能、リソース、予算について、しっかりと認識を共有することが何より重要となります。

また地域統括会社は、各国の環境変化に合わせ柔軟に機能・組織を変化させていかなければなりません。この変化の過程においても常に、本社と地域統括会社とが共通認識を持ち続けることが必要といえます。



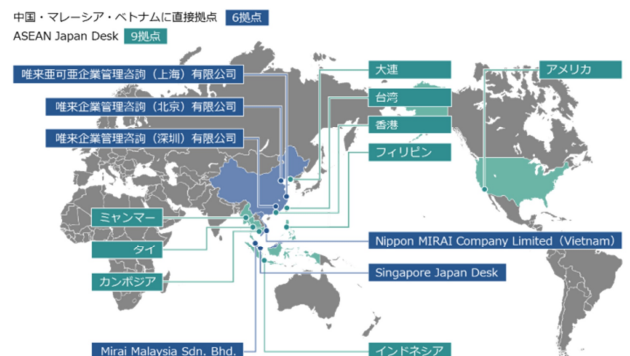
みらいコンサルティンググループ

本社：〒104-0031 東京都中央区京橋 2 - 2 - 1
京橋エドグラン 19 階
拠点：国内 9 拠点 海外 14 拠点
TEL：03-6281-9810(代)
FAX：03-5255-9811
<https://www.miraic.jp/>
Mail：t-matsumoto@miraic.jp

1987 年創業。従業員数約 200 名(海外拠点を含む)、日本国内に 9 拠点、海外(中国・マレーシア・ベトナム) 5 拠点に加え、ASEAN にジャパンデスク 10 拠点を有する。

公認会計士・税理士・社労士・ビジネスコンサルタントが一体となる「チームコンサルティング」により、中小中堅企業のビジネス展開を、経営者目線から総合的にサポート。

株式上場支援、働き方改革の推進、組織人材開発、企業を強くする事業承継や M&A、国際ビジネスサポート等で多数の支援実績がある。



GHC 海外インターンシップのご紹介

一般財団法人海外産業人材育成協会〔AOTS〕

理事 市川 健史氏

本号においては AOTS が行う日本企業のグローバル事業展開を担う若手人材の育成を目的とした GHC 海外インターンシップをご紹介します。

1. AOTS が行う GHC 海外インターンシップとは

「GHC」とは、GHCはGlobal Human Connectivityの略で、参加者の皆様に本プログラムを通じて人と人とのつながりをつくり、広げていただくことができれば、という願いを込めています。特長は、信頼できる受入機関でのご要望に応じてカスタマイズされたインターンシップに加えて、AOTS同窓会が現地生活をサポートしていくことにあります。

2. AOTS 同窓会とは

AOTSの60年に亘る産業人材育成事業を通じて、日本で研修を受け帰国した研修生が世界各地で自主的に組織されたのがAOTS同窓会です。同窓会のメンバーは親日家・知日家であり、自国の経済産業発展と地域社会への貢献とともに日本及び諸外国との友好関係増進に努めています。現在、43カ国に71同窓会のネットワークがあります。

3. GHC 海外インターンシップのねらい

受入機関や同窓会から海外のリアルな「生」情報の収集ができます。またそのネットワークから現地の企業や公的機関との人脈形成を構築できます。さらに異国・異文化の中での体験を通じて現地人材と協働していく成長を促す人材育成ができます。

4. 活用事例

- 1) 派遣者：製造業（産業システム等） 経理部門、20代
受入機関：インド・チェンナイのビジネスコンサルティング企業
派遣期間：1ヶ月
内容：
派遣者は、まずインドの会計、税制、企業法、財政法などについて学習した後、受入機関の顧客との商談のアシスタント、ビジネス文書の翻訳、現地日系企業への営業訪問等を行いました。デリーやグルガオンなどへの出張やチェンナイ商工会の月次定例会に参加するなど、オフィスでの業務以外の活動も経験し、インドでのビジネス習慣、マーケット事情、インドにおける日系企業の現状等への理解を深められました。最大の成果として、「日本では経験できない業務や出会いを通して世界が広がった」との感想をいただきました。
- 2) 派遣者：製造業（自動車部品） 技術部門、20代
受入機関：フィリピン・マニラ近郊の製造業（自動車部品）
派遣期間：4ヶ月（3ヶ月の語学研修+1ヶ月のインターンシップ）
内容：
英語に苦手意識を持っていた派遣者は、まず現地の語学学校に通って英語力を磨いた上で、自動車部品メーカーの製造部門にてインターンシップに取り組みました。日本製設備の操作マニュアル英訳や業務改善提案を行うための従業員へのヒアリングを行う中で、語学学校と違ってなかなか会話が成立しない、専門用語が分からないといった困難に直面しなが

らも、諦めずに話題を見つけて周囲に話しかける、現地語のタガログ語の挨拶を交える、相手の発言を理解できるまで質問する、といった工夫を積み重ねられました。最終的に工数削減のための改善提案を受入機関へ向けて行うことができ、英語への抵抗感を払拭されるとともに、「正しい英語にこだわるより伝える気持が大事」とコメントされていたのが印象的でした。

- 3) 派遣者：製造業（電機）営業部門、20代
 受入機関：メキシコ・メキシコシティの産業団体（経営者連盟）

派遣期間：6ヶ月

内容：

派遣者は、事前にスペイン語を学習してインターンシップに備え、派遣期間中は、受入機関の会員企業との連絡調整、会員データ管理、イベント準備・実施（環境問題や汚職に関するイベント、メキシコ大統領が出席される食事会等）といった幅広い業務をスペイン語で行うことに挑戦されました。インターンシップを通して、「150社近くの企業と知り合い、社長や役員クラスと接点を持つことができた」、「政治・経済面でのメキシコの国家的な課題に触れることができた」と成果を振り返っておられました。

5. 企画から帰国までの流れ

お問合せいただきますと、まずインターンシップ派遣を検討されている企業様のご希望詳細（目的、期間、派遣都市、派遣先の受入企業等）をヒアリングさせていただきます。ヒアリング内容にもとづくプログラムをAOTSからご提案した後、仮お申し込みをいただき、受入機関への打診を開始します。受入機関とのマッチング

成立後、正式なお申し込みをいただきますと、査証申請の準備、インターンシップ計画の作成、海外旅行保険の加入などの手続きを進めます。派遣期間中は安全サポートや進捗管理を行い、ご帰国後には派遣された企業様にインターンシップ成果のフィードバックのご報告をします。

6. 事業の詳細情報とお問合せ

ローカル社会の中に身をおいてビジネスを行う海外インターンシップを通して、多くの派遣者が確実に変化を遂げ、気づきを得て帰国されています。AOTSでは、お申し込み企業様のご要望を伺い、個々のニーズに応えられるよう、プログラムをカスタマイズしてご提案をしています。

グローバル人材の育成をお考えの方などGHC 海外インターンシップに関心をもたれた方、ぜひお気軽にAOTS 総合研究所ビジネス推進グループまでお問合せください。

一般財団法人海外産業人材育成協会
 AOTS 総合研究所 ビジネス推進グループ
 住所：東京都足立区千住東 1-30-1
 Tel: 03-3888-8215
 Email: aots-internship-zd@aots.jp
<https://ari.aots.jp/internship/>

 1959年に当時の通商産業省の認可を得て設立した我が国初の民間ベースの技術協力機関。以来、日本企業の海外展開支援に向けた国庫補助事業等を通じて、世界170カ国・地域における産業界の技術者や管理者39万人の研修、並びに日本人専門家9,200人の海外派遣を行なってきている。

 理事 市川健史
 AOTSに入職後、民間企業等の現地の人材育成に関わる事業の企画、実施等の担当や総務企画部等を経て、2017年7月から現職。

2019年 中国の休日（改定版）

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

2018年12月6日に、中国国務院が2019年の休日を発表しました。

【国務院通知】http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/06/content_5346276.htm#

中国の祝日は、元旦（新暦1/1）春節（旧正月，旧暦1/1～3）清明節（春分から15日目，新暦4/5前後）労働節（メーデー，新暦5/1）端午節（旧暦5/5）中秋節（旧暦8/15）国慶節（建国記念日，新暦10/1～3）となっています。

一方、1日のみ休日に指定された5月1日の労働節に対し、国務院は3月22日、5月1日～4日の4連休とする通知を発表しました。3月に開催された全国人民代表大会では、労働節の「ゴールデンウィーク」復活を求める提案が複数出たためと見られています。

【国務院通知】http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/22/content_5375877.htm

中国では、法定休日にかからぬ前後の土曜・日曜日の公休日と振替える政策をとっており、長期休暇前後には土日出勤が発生する場合があります。2019年の休日は次のとおりです。

元旦休暇

日	月	火	水	木	金	土
12/23 休日	12/24 出勤	12/25 出勤	12/26 出勤	12/27 出勤	12/28 出勤	12/29 振替出勤
12/30 休日	12/31 振替休日	1/1 法定休日	1/2 出勤	1/3 出勤	1/4 出勤	1/5 休日

春節休暇

日	月	火	水	木	金	土
1/27 休日	1/28 出勤	1/29 出勤	1/30 出勤	1/31 出勤	2/1 出勤	2/2 振替出勤
2/3 振替出勤	2/4 振替休日	2/5 法定休日	2/6 法定休日	2/7 法定休日	2/8 振替休日	2/9 休日

清明節休暇

日	月	火	水	木	金	土
3/31 休日	4/1 出勤	4/2 出勤	4/3 出勤	4/4 出勤	4/5 法定休日	4/6 休日

労働節休暇

日	月	火	水	木	金	土
4/28 振替出勤	4/29 出勤	4/30 出勤	5/1 法定休日	5/2 振替休日	5/3 振替休日	5/4 休日
5/5 振替出勤	5/6 出勤	5/7 出勤	5/8 出勤	5/9 出勤	5/10 出勤	5/11 休日

端午節休暇

日	月	火	水	木	金	土
6/2 休日	6/3 出勤	6/4 出勤	6/5 出勤	6/6 出勤	6/7 法定休日	6/8 休日

中秋節休暇

日	月	火	水	木	金	土
9/8 休日	9/9 出勤	9/10 出勤	9/11 出勤	9/12 出勤	9/13 法定休日	9/14 休日

国慶節休暇

日	月	火	水	木	金	土
9/29 振替出勤	9/30 出勤	10/1 法定休日	10/2 法定休日	10/3 法定休日	10/4 振替休日	10/5 休日
10/6 休日	10/7 振替休日	10/8 出勤	10/9 出勤	10/10 出勤	10/11 出勤	10/12 振替出勤

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・電子メールアドレスや届出住所に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店または上海駐在員事務所までお願い致します。

株式会社中国銀行上海駐在員事務所

電話：国番号 86 - 21 - 6275 - 1988

FAX：国番号 86 - 21 - 6275 - 1989

Eメール：cbk_sh@fr-chugin.jp